

締約国に関する情報 MC	モナコ 一般情報	附属書 B1 MC
国内官庁の名称	Intellectual Property Division, Department of Economic Expansion (Monaco) (経済拡大部知的所有権課 (モナコ))	
所在地及び郵便のあて名	9, rue du Gabian, MC 98000 Monaco (Principauté)	
電話番号	(377) 98 98 98 01	
ファクシミリ装置	(377) 92 05 75 20	
電子メール	mcipo@gouv.mc	
インターネット	https://mcipo.gouv.mc	
PCT規則92.4の規定により書類を受理する方法	受理しない	
国際出願に関する通知の写しを電子メールで送付するか?	送付しない	
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか? (PCT規則82.1)	受理しない	
出願人に、出願をWIPO優先権書類デジタルアクセスサービス(DAS)で利用可能とすることを許可する用意があるか?(PCT規則17.1(b)の2)	出願人に電子形式で行われた国内出願をWIPO DASで利用可能とすることを許可する用意がある ¹	
モナコの国民及び居住者のための管轄受理官庁	出願人の選択により、欧州特許庁(EPO) 又はWIPO国際事務局(附属書C参照)	
モナコが指定(又は選択)されている場合の管轄指定(又は選択)官庁	欧州特許庁(EPO)(国内段階参照)	
モナコを選択できるか?	できる(PCT第II章に拘束)	
PCTに基づき取得可能な保護の種類	欧州特許	
国際型調査に関するモナコの規定	なし	

[次頁に続く]

1 詳細については次を参照されたい。

https://www.wipo.int/das/en/participating_offices/details.jsp?id=12646

MC

モナコ（続き）

MC

国際公開に基づく仮保護

欧州特許を目的とする指定の場合：

- (1) EPOの公用語の1つで公開された国際出願：
損害賠償；特許を侵害する物品の差押えが可能；ただし，侵害訴訟を審尋する裁判所は，特許が付与されるまで当該手続きを停止する。当該出願の請求の範囲についての翻訳に関する国内的要件が満たされなければならない。
- (2) EPOの公用語でない言語で公開された国際出願：
(1)に規定する保護は，EPOがその公用語の1つにより提供された国際出願を公開するまでは効力が生じない。

モナコが指定（又は選択）されている場合の有益な情報は、
附属書B 2の欧州特許機構（EP）を参照
